

議員提出第24号議案

神戸市会委員会条例の一部を改正する条例の件

神戸市会委員会条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和3年6月11日提出

提出者 神戸市会議員全員

神戸市会委員会条例の一部を改正する条例

神戸市会委員会条例（昭和31年10月条例第32号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第1号及び第2号において「改正部分」という。）及び改正後の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第1号及び第3号において「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びこれに順次対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
<p><u>（委員会の開会方法の特例）</u></p> <p><u>第12条の2 委員長は、重大な感染症のまん延防止の措置の観点から又は大規模な災害の発生等により委員会を招集する場所への招集が困難と判断される実情がある場合には、映像と音声の送受信により相手の状態を相互に認識しながら通話をすることができる方法（以下「オンライン」という。）を活用した委員会を開会することができる。</u></p> <p><u>2 委員は、前項の場合において、才</u></p>	

ンラインにより委員会に出席することを希望するときは、あらかじめ委員長
の許可を得なければならない。

3 前項の許可を得て委員会に出席した委員は、次条、第14条第1項、第18条第1項及び第28条第1項の出席委員とする。

4 オンラインを活用した委員会の開
会方法その他必要な事項は、議長が
別に定める。

(秘密会)

第18条 委員会は、委員長又は委員2人以上の発議により、出席委員の3分の2以上の多数で議決したときは、秘密会を開くことができる。ただし、第12条の2第1項の規定によりオンラインを活用して開会する委員会は、秘密会とすることができない。

2 [略]

(秘密会)

第18条 委員会は、委員長又は委員2人以上の発議により、出席委員の3分の2以上の多数で議決したときは、秘密会を開くことができる。

2 [略]

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 議長は、オンラインを活用した委員会について、現に委員会の開会場所にいる状態と同様の環境をできる限り確保するため、議事の公開の要請への配慮、委員の本人確認、自由な意思表示の確保等に向けた環境整備等について検討を加えるものとする。

理 由

重大な感染症のまん延防止の措置の観点から又は大規模な災害の発生等により委員会を招集する場所への招集が困難と判断される実情がある場合において、映像と音声の送受信により相手の状態を相互に認識しながら通話を行うことができる方法を活用した委員会を開会することに関し必要な事項を定めるに当たり、条例を改正する必要があるため。